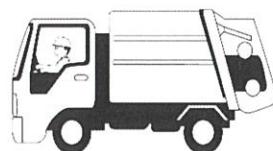


筑後市一般廃棄物処理基本計画

(筑後市ごみ処理基本計画)



2019年3月策定

筑後市一般廃棄物（ごみ）処理

基本計画の策定にあたって



一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

2009 年度から 10 年間のごみ処理基本計画では、「ごみ減量 30%」を目指して取組みを進め、一定のごみ減量化はできましたが、目標の 30%には届きませんでした。これまで、22 分別の取組みを進めており、特に 2012 年度からは「廃プラスチック」の分別収集を開始し、2017 年度からは燃えないごみをさらに4 分別（金属類、ガラス類、陶磁器類、その他不燃物）して資源化の取組みを強化しました。その結果、廃プラスチックは毎年約 240 t、燃えないごみは 172 t を資源化することに成功しました。

しかし、家庭の燃やごみの中には、まだまだ資源化できるものが多く含まれています。特に、全国でも問題になっている「食品ロス」は、全体の約 16% も含まれており、食品ロスを削減するだけでごみを減量化することができます。

このような状況のなか、減量化・資源化目標や減量化、資源化、収集運搬、中間処理の施策等を見直して、再度設定する必要があるため、本市としての「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

今後は、第五次総合計画で示した「豊かな緑と都市の活力が共生し、未来に羽ばたくまち『ちくご』」の将来像のもと、「資源・環境にやさしいまちづくり」の実現に向け、自然環境の保護と環境意識の醸成、循環型社会の形成に全力で取組みますので、市民・事業者の皆さんには、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2019 年 3 月

筑後市長 西 田 正 治

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1.	計画策定の目的	1
2.	計画策定の位置づけ	2
3.	本計画の処理対象	3
4.	計画の期間	4

第2章 ごみ処理基本計画

1.	ごみ処理の現状と課題	5
1.1	ごみ処理フロー	5
1.2	ごみの排出状況	6
1.3	ごみ減量化の現状	15
1.4	資源化の状況	16
1.5	収集・運搬の状況	18
1.6	中間処理の状況	22
1.7	最終処分の状況	23
1.8	ごみ処理の課題	24
2.	人口とごみ処理量の将来予測	27
2.1	将来人口の設定	27
2.2	ごみ処理量の予測	28
3.	基本計画の目標と施策	30
3.1	基本理念	30
3.2	基本方針	31
3.3	減量化・資源化・最終処分率目標	32
3.4	減量化計画	35
3.5	資源化計画	37
3.6	収集・運搬計画	38
3.7	中間処理計画	40
3.8	最終処分計画	42
3.9	その他の施策等	43

第3章 計画の進行管理

1.	進行管理の手法	44
2.	進行管理の体制	45
3.	進行管理の指標	46

資料編

- | | | | |
|-----|------------|-------|-----|
| 資料1 | ごみ総排出量の推移 | | 資料1 |
| 資料2 | 組成分析の結果 | | 資料2 |
| 資料3 | 筑後市ごみ収集の歴史 | | 資料3 |

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

2007 年度数値を基準として、2018 年度を計画目標とする「ごみ処理基本計画」を 2009 年度に策定しました。

基本方針として、『ごみ減量 30%をめざして』大量消費、大量廃棄からの脱却、環境負荷の少ないごみ処理システムの構築を掲げ、数値目標として次の3項目を設定しました。

(数値目標)

区分	基 準 (2007 年度)	中間目標 (2013 年度)	計画目標 (2018 年度)
1人1日あたりの ごみ発生量	1,029 g	856 g 以下	710 g 以下
資源化率	19.8%	25%以上	30%以上
最終処分率	1.99%	1.39%以下	1.0%以下

(実績)

区分	基 準 (2007 年度)	中間年度 (2013 年度)	直近実績 (2017 年度)
1人1日あたりの ごみ発生量	1,029 g	未達成 912.2 g (+ 56.2 g)	未達成 862 g (+ 152 g)
資源化率	19.8%	未達成 22.4% (▲2.6%)	未達成 21.8% (▲8.2%)
最終処分率	1.99%	達成 1.12% (▲0.27%)	未達成 1.08% (▲0.08%)

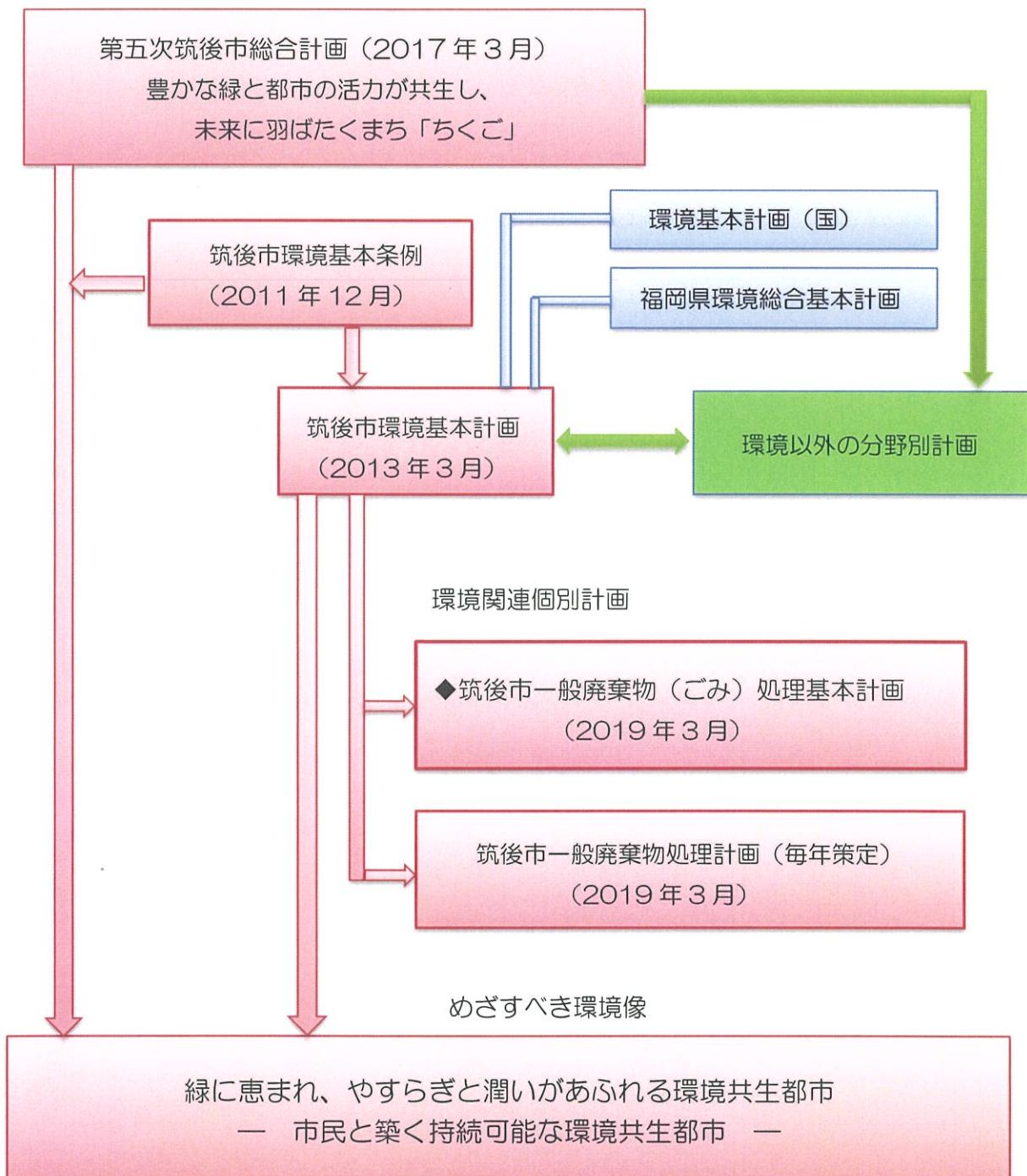
この間、ごみ減量化と資源化推進のため、2012 年度には廃プラスチックの分別収集を開始、さらに資源化推進のため 22 分別としてきました。

しかし、直近の実績（2017 年度）では、1 人 1 日あたりのごみ発生量が「目標 30% 減」に対して「16%減」に留まり、資源化率も「目標 30%」に対して「21.8%」で未達成でした。最終処分率は順調に減少していますが、目標には届きませんでした。

このような状況のもと、将来人口推計、経済動向を予測しながら、本市のごみ処理を計画的に推進するため、基本的事項について定めることを目的に本計画を策定するものです。

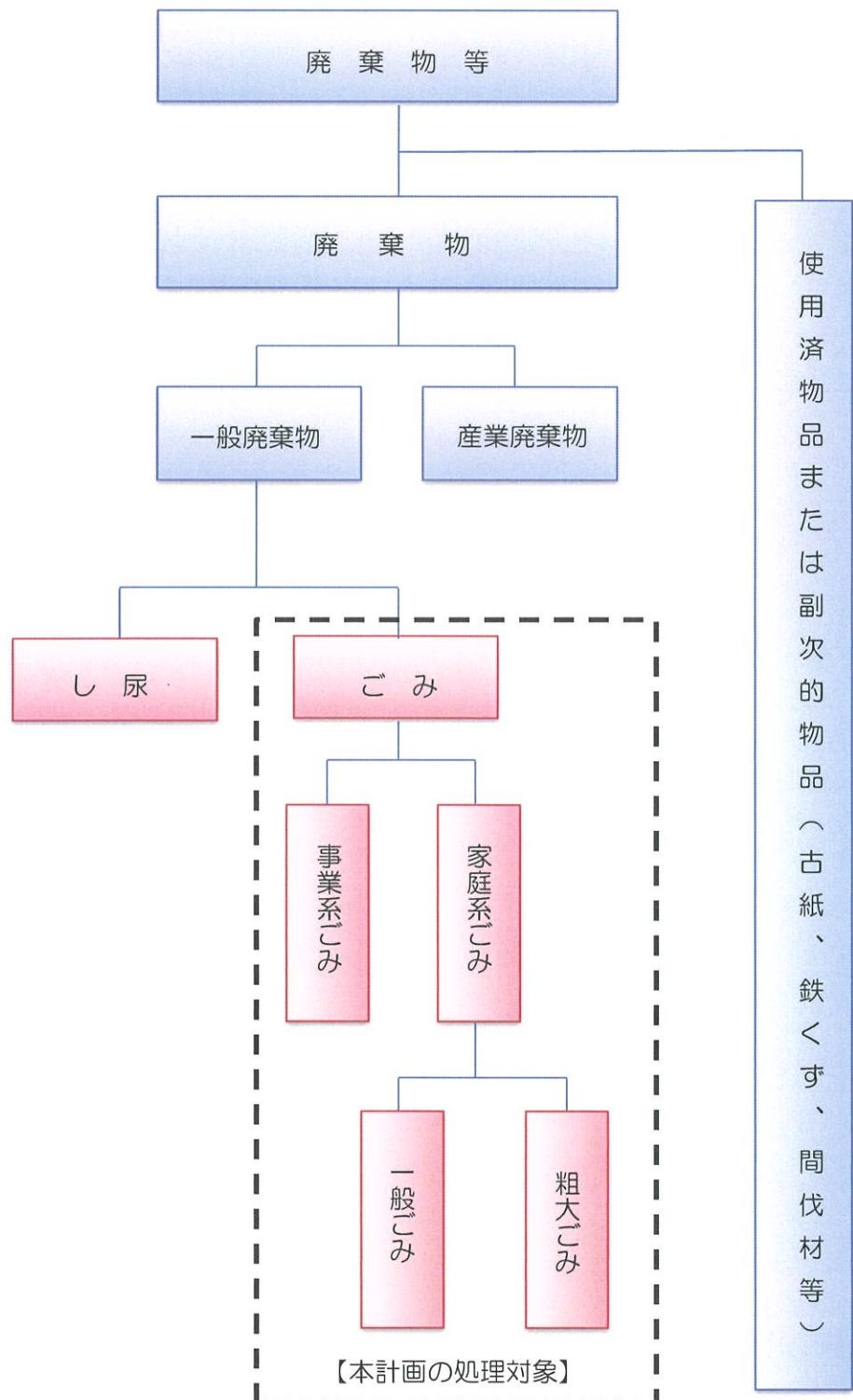
2. 計画策定の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。) 第6条第1項に基づく規定により、本市の一般廃棄物処理行政における長期的視点に立った基本方針を明確にし、かつ上位計画である第五次筑後市総合計画や筑後市環境基本計画で掲げられているごみ処理行政分野における計画事項を具体化させるための計画となります。



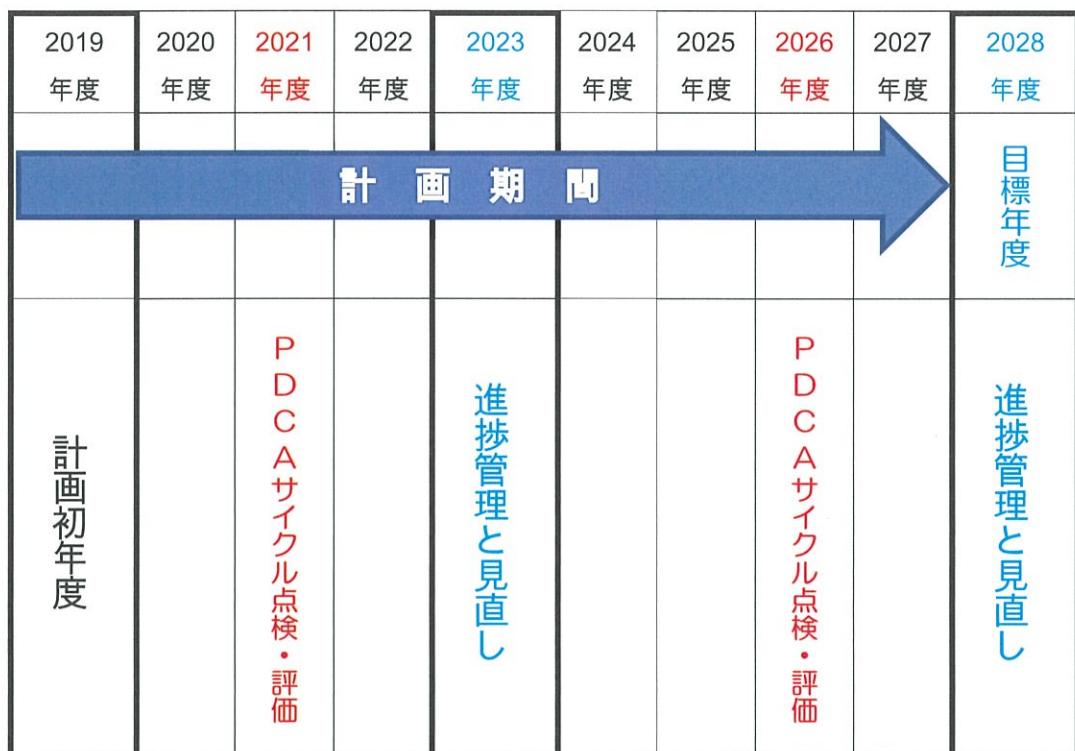
3. 本計画の処理対象

廃棄物の区分は、次に示すとおりです。本計画において対象とする廃棄物は、『一般廃棄物（ごみ）』です。



4. 計画の期間

計画期間と目標年度は、次に示すとおりです。2019 年度から 2028 年度までの 10 年間とします。目標年度は、計画終了の 2028 年度とします。なお、中間年度の 2023 年度においては、制度の改正、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化や、八女西部クリーンセンター、リサイクルプラザの更新計画等も踏まえて、本計画で掲げた数値目標や施策等についての達成状況やそれぞれの取組み進捗状況を考慮したうえで見直しを行うものとします。



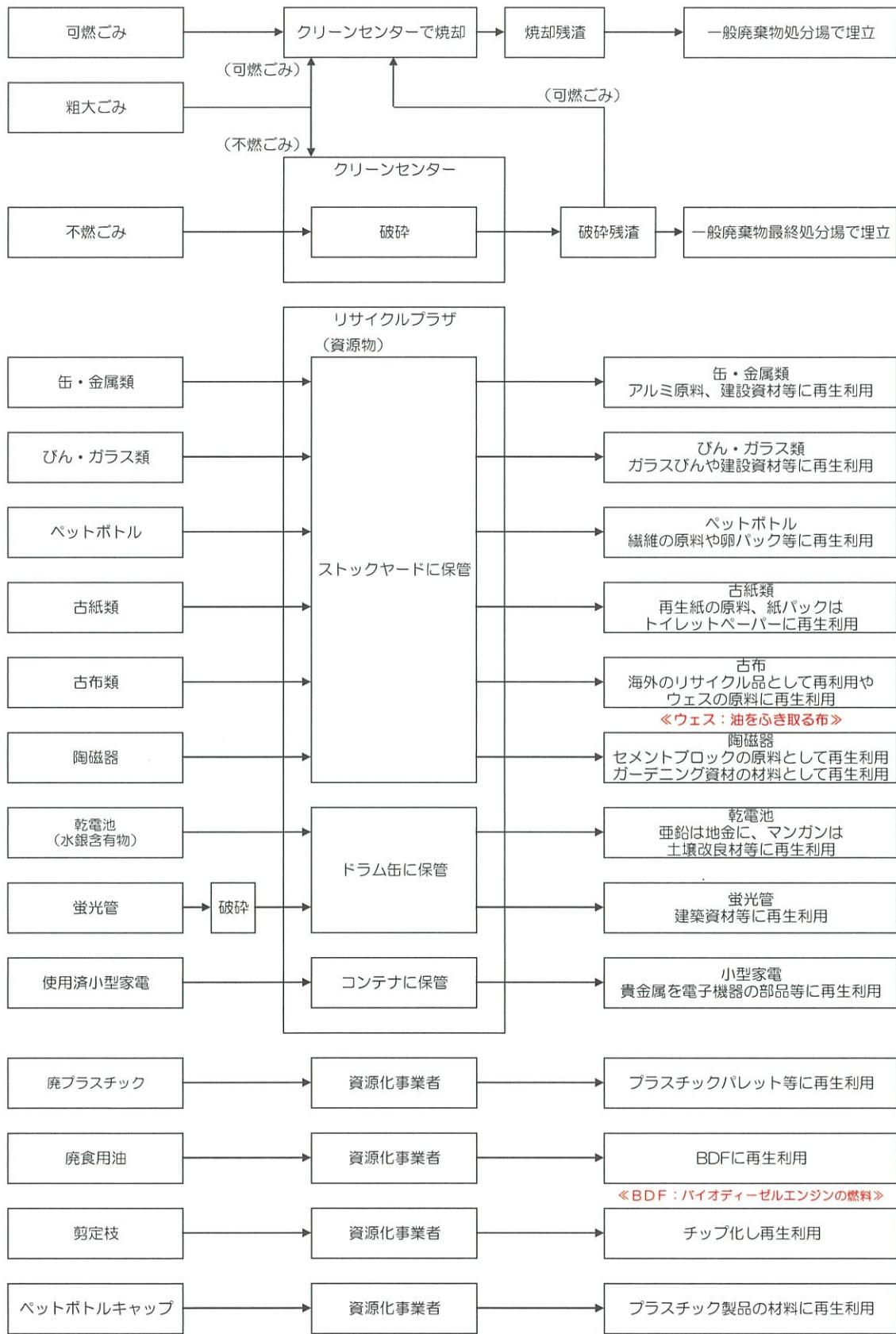
※PDCA サイクル点検・評価については P44 を参照してください。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

1. 1 ごみ処理フロー

ごみ処理フロー図は以下のとおりです。



1. 2 ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量の推移

本市のごみ総排出量の推移は、図 2-1-1 に示すとおりです。



図 2-1-1 ごみ総排出量の推移

本市におけるごみの総排出量は、2014 年度は前年度より 565 t 減少し、その後は微増傾向にありましたが、2017 年度は前年度より 506 t 減少しています。

家庭系、事業系ともに資源ごみが分別されていないという課題があります。

(2) 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

本市の1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、図2-1-2に示すとおりです。



図2-1-2 1人1日あたりのごみ総排出量の推移

本市における1人1日あたりのごみ総排出量は、2014年度は前年度より32g/日の減少となり、その後は微増傾向にありましたが、2017年度は前年度より32g/日の減少となりました。

燃やすごみの組成分析の結果、生ごみ（食品ロス含む）の割合が約41%あるという課題があります。

※燃やすごみの組成分析の結果は、P13と資料2に掲載しています。

(3) 家庭系ごみ量の推移

本市の家庭系ごみ量の推移は、図 2-1-3 に示すとおりです。



図 2-1-3 家庭系ごみ量の推移

本市における家庭系ごみ量は、2003 年度をピークに減少してきました。2012 年度に「廃プラスチック」収集を開始したこともあり、家庭系ごみの排出量は一旦減少しました。その後、2013 年度に増加に転じましたが、それ以降は減少傾向にあります。2016 年度には、家庭系ごみの総量が 10,000 t を下回り、9,921 t まで減少し、2017 年度も順調に減少しています。

燃やすごみの組成分析の結果、食品ロスを含む生ごみや資源化できるものが多く混入しているという課題があります。

※燃やすごみの組成分析の結果は、P13 と資料 2 に掲載しています。

(4) 事業系ごみ量の推移

本市の事業系ごみ量の推移は、図 2-1-4 に示すとおりです。

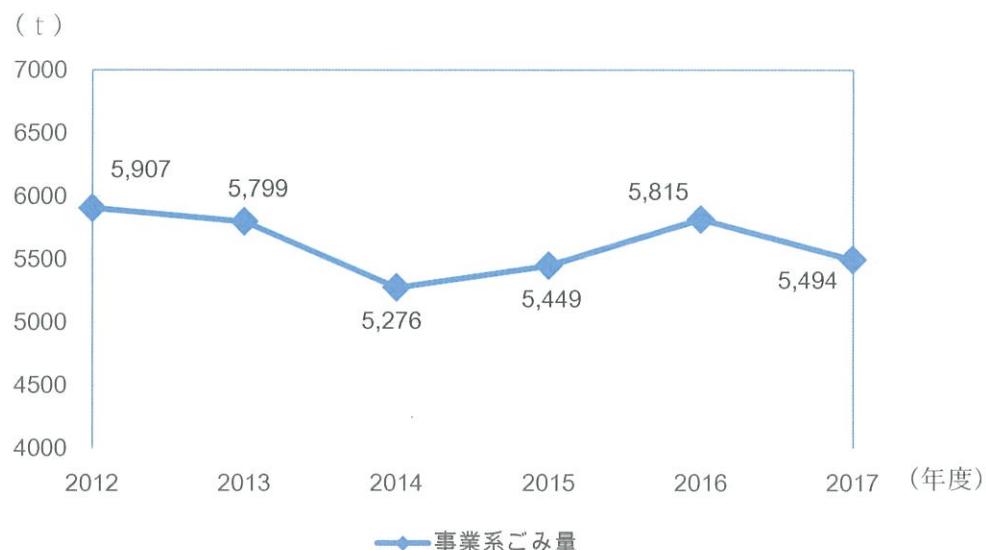


図 2-1-4 事業系ごみ量の推移

本市における事業系ごみは、2014 年度は前年度より 523 t 減少しましたが、その後は大規模商業施設、店舗の開業等により増加しています。2017 年度は前年度より 321 t 減少していますが、今後も事業系ごみの減量に取り組む必要があります。

事業系ごみの中には資源化できるものも多く含まれるという課題もあります。

(5) ごみ総排出量の内訳

本市のごみ総排出量の内訳は、図 2-1-5 に示すとおりです。

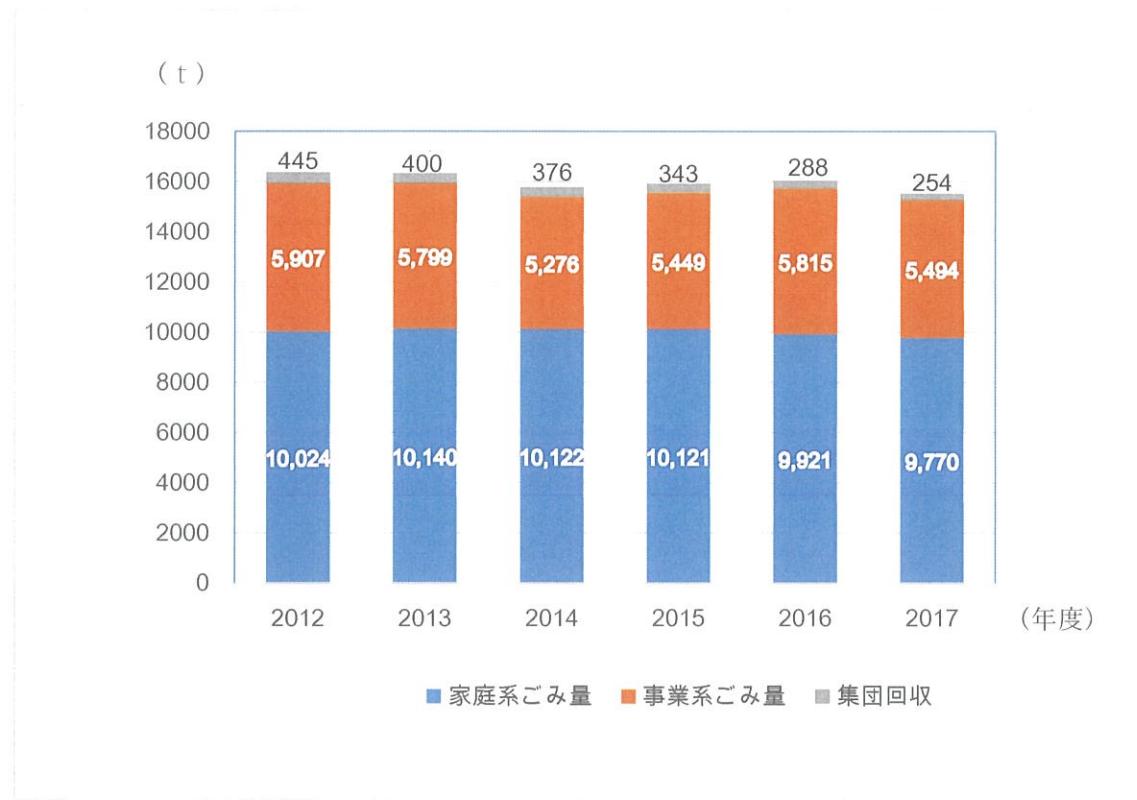


図 2-1-5 ごみ総排出量の内訳

本市におけるごみ総排出量については、2014 年度に減少に転じたものの、その後は微増傾向で推移し、2017 年度の全体量は何とか減少に転じました。

家庭系ごみ量は、2013 年度から順調に減少しています。しかし、ごみ減量化できる生ごみ（食品ロス含む）や資源物も多く含まれるという課題もあります。

一方で事業系ごみ量は 2014 年度から増加傾向にありましたが、2017 年度は減少しています。事業系ごみについても、資源化できるものが多く含まれているという課題があります。

なお、集団回収については年々減少しており、活動団体が減少傾向にあるという課題があります。

※集団回収とは、子ども会等が行う資源（廃品）回収のことです。

(6) 国、県の排出量との比較

1) 家庭系、事業系ごみ量（1人1日当たりの総排出量）

1人1日当たりの総排出量の比較は、図2-1-6に示すとおりです。

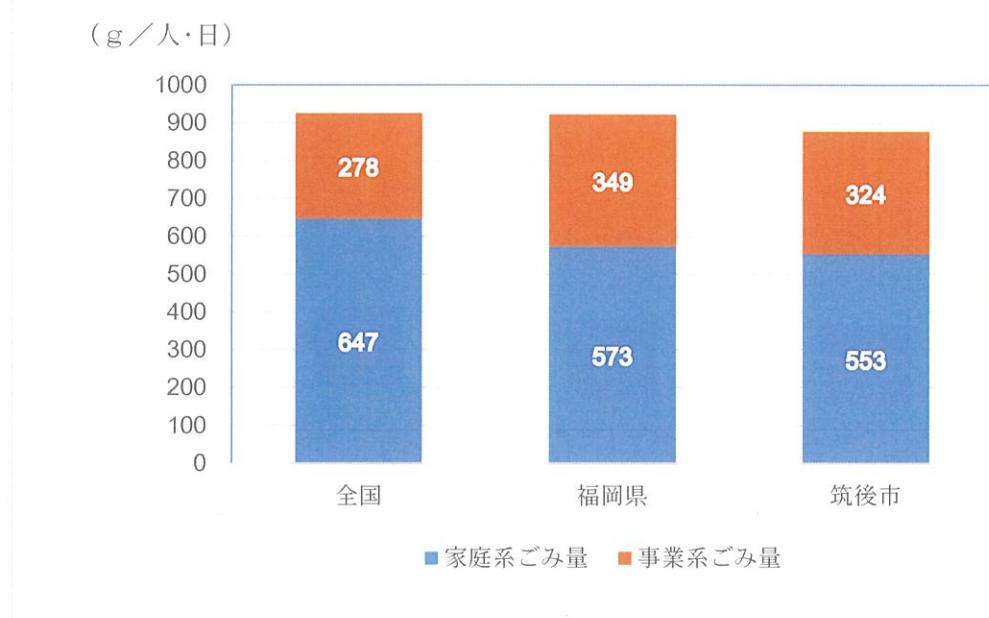


図2-1-6 1人1日当たりの総排出量の比較（2016年度）

本市におけるごみ総排出量については、国、県と比較して下回っています。特に家庭系については、国の平均より94g/人・日下回っていますが、事業系については、46g/人・日上回っています。福岡県と比較すると家庭系、事業系ともに20g/人・日～25g/人・日下回っています。

2) ごみ総排出量の構成比

ごみ総排出量の構成比は、図 2-1-7 に示すとおりです。

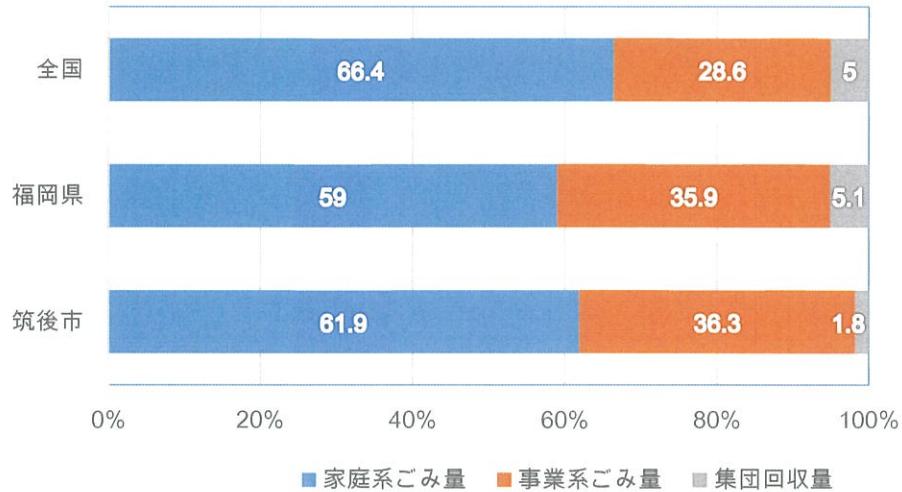


図 2-1-7 ごみ総排出量の構成比（2016 年度）

本市におけるごみ総排出量の構成比は、全国、福岡県と比較すると特徴的な部分がみられます。福岡県の構成比と類似していますが、全国の構成比とは割合が異なっています。また、集団回収の割合が全国、福岡県と比べ少なくなっています。

(7) ごみ組成分析調査結果（燃やすごみ）

燃やすごみの組成調査結果は、表 2-1-1 に示すとおりです。

表 2-1-1 燃やすごみの組成分析調査

大分類	中分類	小分類	2017 (%)	2018 (%)	比較
資源ごみ	古紙類	新聞紙	3.5	2.3	▲1.2
		段ボール	1.0	0.5	▲0.5
		紙パック	0.6	0.7	0.1
		雑誌	10.6	8.1	▲2.5
		古紙類計	15.7	11.6	▲4.1
	ペットボトル類	ペットボトル	0.8	1.1	0.3
		ペットボトルキャップ	0.2	0.1	▲0.1
	プラスチック類	プラスチック類	11.5	11.6	0.1
	古布類	古布	0.4	9.4	9.0
	剪定枝類	剪定枝	0.4	0.0	▲0.4
資源ごみ計			29.0	33.8	4.8
生ごみ等	食品口ス	塵芥類（未開封食品）	5.5	8.5	3.0
		塵芥類（未利用食品）	—	7.6	7.6
		生ごみ（食べ残し）	10.4	28.1	17.7
		食品口ス計	15.9	44.2	28.3
	生ごみ	生ごみ（調理くず）	24.9	3.3	▲21.6
	生ごみ計		40.8	47.5	6.7
その他	可燃物	紙おむつ	9.8	3.1	▲6.7
		その他可燃性	17.1	13.6	▲3.5
		指定袋	0.6	0.7	0.1
	不燃物	不燃物	2.7	1.3	▲1.4
	その他計		30.2	18.7	▲11.5

(比較単位：ポイント)

燃やすごみ袋の中身を開封して調査した結果は次のとおりです。

- ・資源ごみの割合は、全体の 33.8% (4.8 ポイント増)
- ・古紙類の割合は、全体の 11.6% (4.1 ポイント減)
- ・食品口スの割合は、全体の 44.2% (28.3 ポイント増)

また、増減率の大きかった部分は次のとおりです。

- ・古布類は、1 つの袋に大量に入っていたため 9.0 ポイント増となりました。

・食品ロスは、夏場の猛暑で食べ残しや生ものの廃棄が多いと推測され、28.3 ポイント増となりました。

・生ごみ（調理くず）は、逆に 21.6 ポイント減となっていますが、夏場の猛暑の影響であると推測されます。

以上の結果から、燃やすごみの中に資源化できるものや食品ロスを含む生ごみが多く含まれていることがわかります。これらを削減すること（混入させない）でごみを減量することができます。

※組成分析のグラフは資料 2 を参照してください。

1. 3 ごみ減量化の現状

(1) 家庭系ごみ減量化

家庭系ごみ減量化策を次に示します。

1) 家庭用生ごみ処理容器等購入費補助制度

家庭において、生ごみを堆肥にする「生ごみ処理容器等」に対する補助制度を実施しています。

2) 家庭用剪定枝粉碎機等購入費補助制度

家庭の庭木剪定で発生する枝葉を粉碎処理して、堆肥の原料、雑草抑止や土の乾燥予防等に活用いただくよう、「家庭用剪定枝粉碎機」に対する補助制度を実施しています。

3) マイバッグの使用

マイバッグの利用でレジ袋が削減されることによる「ごみの減量」「資源の節約」と及び「地球温暖化防止」を目的とし、マイバッグの利用促進を図るために市内の店舗でチラシ配りを行っています。

4) 古紙等回収報奨金制度

ごみの減量、資源の有効利用及び清掃思想の普及向上を図るため、古紙等の集団回収を定期的に実施する団体に対し報奨金を交付しています。

5) 指定ごみ袋

ごみの減量や収集の安全性の向上、効率化を促進するため、家庭から排出されるごみのうち「燃やすごみ」「廃プラスチック」のごみの排出について、指定ごみ袋を導入しています。

(2) 事業系ごみ減量化

事業系ごみ減量化策を次に示します。

1) 事業所訪問

排出量が多い事業所を訪問し、ごみの種類や分別方法等について現状を把握します。また、担当者と意見交換を行い、エントリーシートを活用しながら、ごみ処理の実態等を調査・把握することで、適正排出につなげています。さらに、事業所が困っている事案等の相談を受けることで情報を共有し、解決策を提案するなど、取組みを行っています。

2) 事業系ごみ搬入調査

事業系一般廃棄物の搬入時に、ごみ袋の中身を調査することで、資源（紙類、プラスチック類等）の混入を指摘し、適正排出に努めてもらうよう、事業所を指導しています。

1. 4 資源化の状況

(1) 資源化の状況

2016 年度における筑後市のリサイクル率は 24.6% となっており、表 2-1-2 に示す通り、全国及び福岡県の実績値に比較して高い値となっています。

リサイクル率の推移は図 2-1-8 に示すとおりです。

表 2-1-2 リサイクル率の比較

項目	筑後市	全国	福岡県
ごみ総排出量 (t)	16,015	43,170,000	1,723,046
再生利用量 (t)	3,942	8,763,510	358,394
リサイクル率 (%)	24.6	20.3	20.8

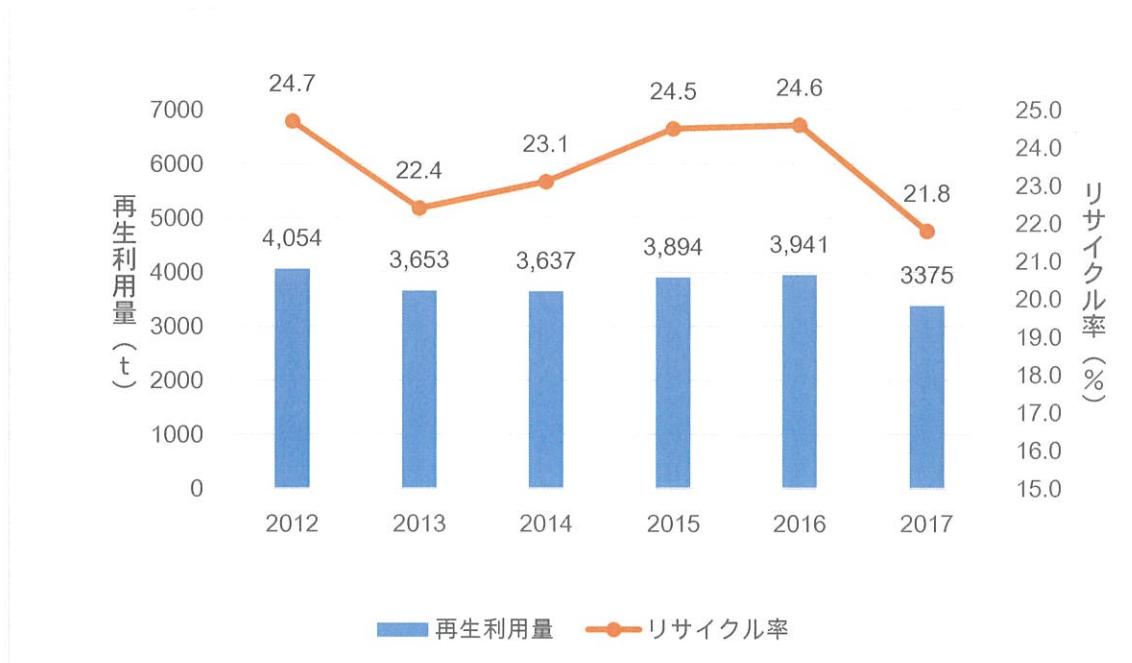


図 2-1-8 筑後市のリサイクル率の推移

本市のリサイクル率は、全国、福岡県と比較して 3.8~4.3 ポイント上回っている状況です。2017 年度は資源化率が前年より 2.8 ポイント減少しましたが、これは剪定枝の処理手数料を有料化したこと、持込量が 3 分の 2 に減少したためです。一方で、廃プラスチックは過去最高の 244 t、不燃性資源ごみの 4 分別（金属類・陶磁器・ガラス類・その他不燃物）を 2017 年度から開始して、88% (172 t) を資源化することができました。しかし、燃やすごみの中にリサイクル（資源化）できるものが多く混入しているという課題があります。

(2) ごみ排出量の割合

ごみ排出量の割合は、図 2-1-9 に示すとおりです。

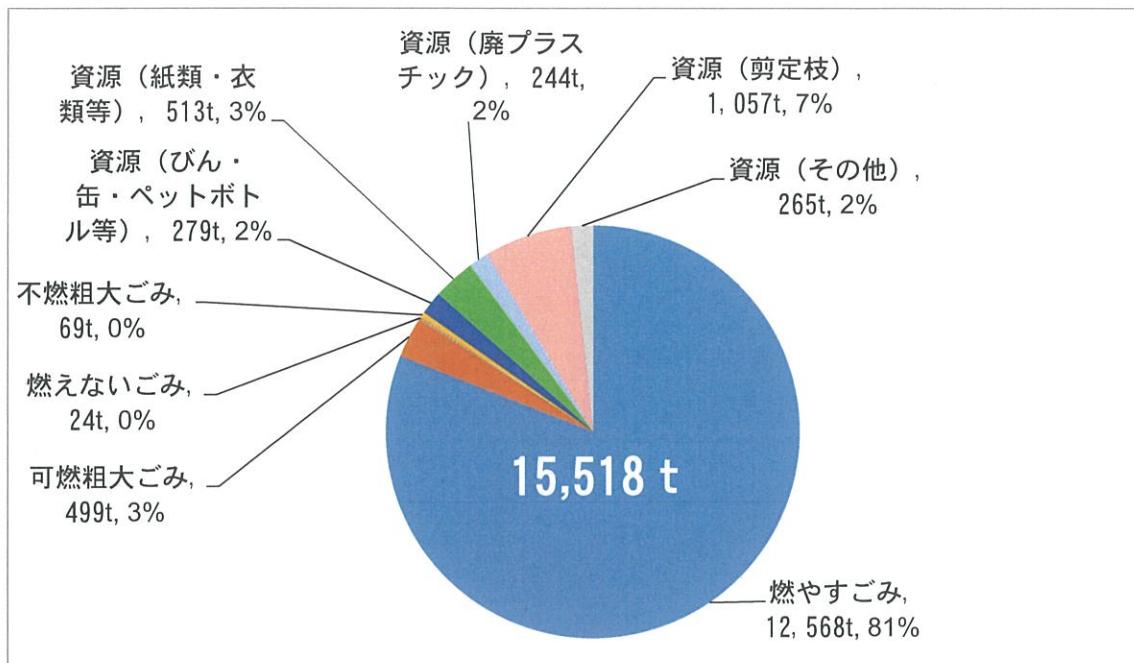


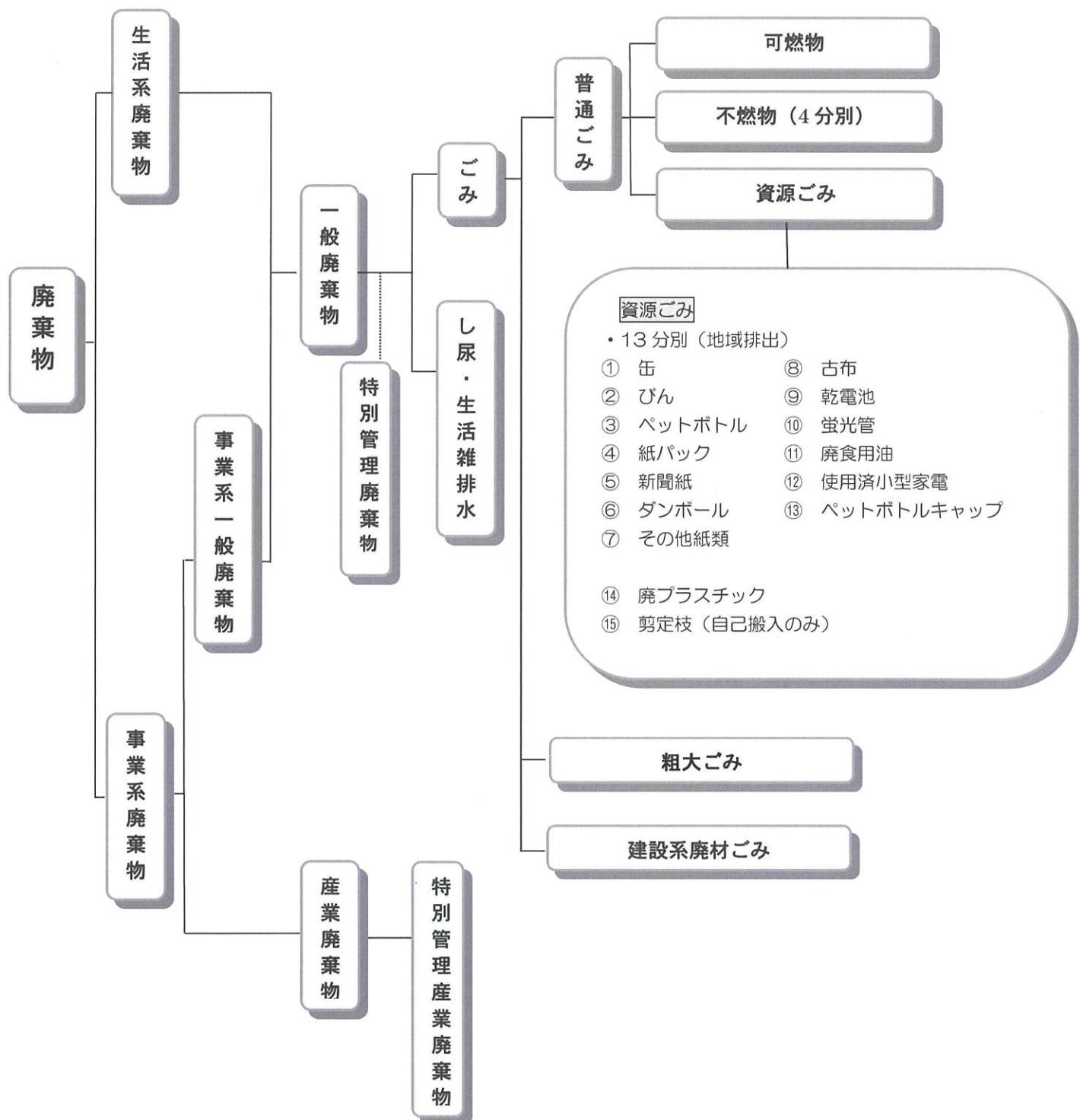
図 2-1-9 ごみ排出量の割合 (2017 年度実績)

本市におけるごみ排出量の割合は、「燃やすごみ」が最も多く全体の 81%を占めています。また、資源の割合は、「剪定枝」(チップ化して燃料ヘリサイクル) が 7%、「紙類・衣類等」が 3%、「廃プラスチック」、「びん・缶・ペットボトル」がそれぞれ 2%となっています。

1. 5 収集・運搬資の状況

(1) ごみ分別の区分

以下のごみについて、それぞれ分別して収集します。



(2) 自己搬入

家庭や事業所から出る燃やすごみ、燃えないごみ、資源ごみの自己搬入については、表2-1-3に示すとおりです。

表 2-1-3

区分	家庭系		事業系
燃やすごみ		100円/10kg毎 ※市指定袋に入った 燃やすごみは無料	100円/10kg毎 ※産業廃棄物の 搬入不可
燃えないごみ (粗大ごみを含む)	その他	200円/10kg毎 ※市が発行する搬入許可 証明があれば減免	200円/10kg毎 ※産業廃棄物の 搬入不可
資源ごみ	古紙類、缶、ビン、ペットボトル等	無料	無料 ※乾電池・蛍光管は 搬入不可
	金属類・陶磁器・ガラス	無料	搬入不可

※2018年9月現在。

※減免の規定が見直された場合は、改定後の金額になります。

(3) ごみ袋の現状

本市におけるごみ袋は表 2-1-4 に示すとおりです。

表 2-1-4

	燃やすごみ用指定袋		廃プラスチック用指定袋	
袋の大きさ	小 (20 リットル)	大 (50 リットル)	小 (30 リットル)	大 (60 リットル)
実費負担	20 円	40 円	10 円	20 円
色	黄色		緑色	
分別の種類	燃やすごみ 【主な品目】 生ごみ・貝がら、革製品、CD・DVD ソフト・カセットテープ、使い捨てカイロ、使い切った使い捨てライター、草花		廃プラスチック 【主な品目】 プラスチック製の袋類、 プラスチック製のカップ・パック類、 プラスチック製のトレイ類、 発泡スチロール、 プラスチック製のボトル類、 その他のプラスチック類	

※2018 年 9 月現在。

※筑後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則によります。

※ごみ袋の料金等は、条例等の改正があった場合は、改正後の料金となります。

(4) ごみステーション

本市には、2018年9月現在で1,179カ所のごみステーションがあります。ごみステーションを清潔に維持管理する地域の活動を支援するため、ごみネットの配布を行っています。

また、地域の資源回収の拠点は市内に120カ所あり、缶・びん・ペットボトル・不燃物（金属・陶磁器・ガラス・その他不燃物）・古紙・古布・蛍光灯・乾電池・廃食用油等を回収しています。これらの分別回収への報奨金を回収量に応じて地域に配分し、拠点施設の管理運営費の一部として役立てもらっています。

(5) 粗大ごみ戸別収集

家庭から出る粗大ごみは、八女西部クリーンセンター又はリサイクルプラザへ搬入してもらいますが、諸事情により個人での搬入が出来ないときは、筑後市シルバー人材センターへ戸別収集を依頼することができます。

※粗大ごみシールの料金（1枚300円）は、2018年9月現在の料金です。

※料金が改定になった場合は、改定後の料金となります。

※お住まいの校区で収集日が異なります。詳しくは、ごみカレンダーを参照してください。

1. 6 中間処理の状況

(1) 中間処理施設の現状

八女西部クリーンセンターの概要は、表 2-1-5 に示すとおりです。

本市は、八女西部広域事務組合が所管するクリーンセンターで処理を行っています。

表 2-1-5 ごみ処理施設の概要

施 設	八女西部クリーンセンター
所 在 地	筑後市大字前津 2088 番地 6
構成市町	八女西部広域事務組合 (ごみ熱分解・燃焼溶融施設) 筑後市、八女市、広川町 (不燃粗大ゴミ処理施設) 上記市町に加え、大川市、大木町
竣 工	2000 年 3 月 31 日
処理能力	(ごみ熱分解・燃焼溶融施設) 可燃ごみ及び可燃粗大ごみ 220 t / 日 (110 t / 日 × 2 炉 : 全連続炉) (不燃粗大ゴミ処理施設) 不燃ごみ及び不燃粗大ごみ (50 t / 5 h)
処理方式	熱分解・燃焼溶融施設

施 設	八女西部リサイクルプラザ
所 在 地	筑後市大字前津 2105 番地 2
構成市町	八女西部広域事務組合 八女市、筑後市、広川町
竣 工	2000 年 3 月 31 日
処理能力	缶 類 6.4 t / 5 h ガラスびん 14.7 t / 5 h ペットボトル 0.8 t / 5 h

※2018 年 9 月現在。

1. 7 最終処分場の状況

本市は、ごみの減量化、資源化に取り組んでおり、熱分解ドラムから出た不燃物から品質の高い鉄・アルミを回収します。また、スラグについては、品質が安定しているため、アスファルトなどの土木建設資材として有効利用されます。これにより、鉄・アルミを有価物としてリサイクルし、飛灰も溶融してスラグ化し、有効利用することにより、埋立量は、従来のごみを焼却して灰にするプロセスに比べ、大幅に低減され最終処分場の延命化に寄与しています。

さらに、サーマルリサイクルとして、高温加熱器では、燃焼溶融炉から出る排ガスから熱を回収し、熱分解用高温空気として使用し、廃熱ボイラでは、排ガスで蒸気を発生させ、発電、燃焼空気の加熱、給湯、白煙防止等にも利用しています。

最終処理のフロー図については、図 2-1-10 に示すとおりです。

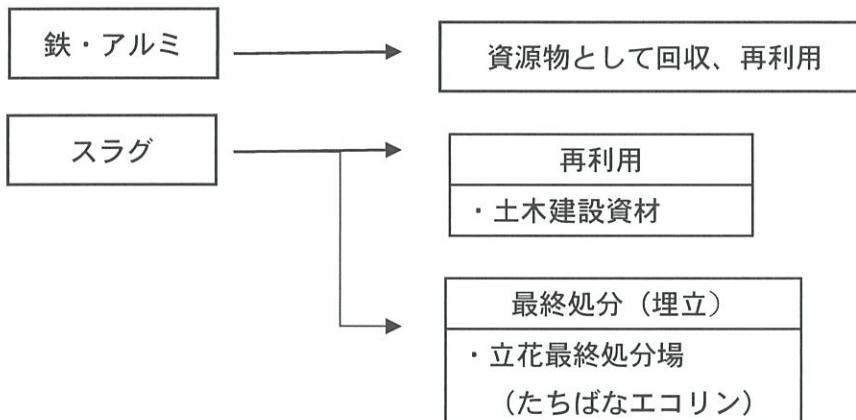


図 2-1-10 最終処理フロー図

最終処分率の推移は、図 2-1-11 に示すとおりです。



図 2-1-11 最終処分率の推移

1. 8 ごみ処理の課題

本市ごみ処理の現状、国、県の動向を踏まえ、本市におけるごみ処理の課題は次のとおりです。

(1) ごみの減量化

1) 減量化の経過

本試の減量化の主な取組みとしては、1988年から生ごみ処理容器（コンポスト）の助成、1994年にはボランティアによるクリーン作戦を開始しました。2001年7月には電動生ごみ処理容器購入補助制度、2017年4月には電動剪定枝葉粉碎機の購入補助を開始してごみ減量化に取り組んできました。

2) 減量化の現状

本市の1人1日当たりの総排出量は、国、県の実績値よりも減量化が進んだ値となっていますが、家庭系ごみ、事業系ごみを分けて見ていくと課題が見受けられることから、現状にとどまらず、啓発や対策を講じていく必要があります。

家庭系ごみについては、組成分析の結果に基づき、生ごみ（食品ロス含む）、プラスチック類、紙類に特化した削減の取組みが重要となります。

事業系ごみについても、徹底的な分別を推進することで、ごみの量を減少させることができます。事業所訪問により、エントリーシートを活用した取組みを継続していく必要があります。

3) 生ごみ、食品ロスの削減

燃やすごみの組成分析の結果、生ごみは大きな割合を占めていることから、焼却処理量、最終処分量を削減するためには、自家処理（生ごみ処理機の活用など）の推進や水切り（生ごみのうち、水分が8割もある）徹底等により、一層の生ごみ減量化を図ることが必要です。

また、食品ロスは全国的な問題となっており、本市においても食品ロスを少しでも削減することで、ごみの減量化を推進していきます。特に、大規模な宴会が可能な飲食店を中心に理解を求め、商工会議所、環境衛生協議会とも連携しながら「30・10運動」を拡大していきます。

(2) ごみの資源化

1) 資源化の経過

本市の資源化の主な取組みとしては、2000年4月から「ごみを13分別」とし、2012年4月から「廃プラスチックの収集」を開始し、2017年4月から「燃えないごみを4分別」（金属類・陶磁器・ガラス・その他不燃）としてきました。

現在、「ごみを22分別」して、さらに資源化を進めていく必要があります。

2) 資源化の状況

ごみの資源化については、1) 資源化の経過で示したとおりですが、資源の分類では剪定枝（チップ化して燃料として活用）の数量に左右されやすく、資源化率で積算すると低くなってしまいます。また、剪定枝の搬入手数料を有料化したことで、前年と比べ2/3に減少したことも影響しました。

廃プラスチックの収集量も約240tで推移しており、思ったほど伸びていません。これは、組成分析の結果と一致しており、啓発の仕方を工夫する必要があります。

なお、2018年4月から「ペットボトルのラベルはがし」の試行を開始し、2019年4月の本格実施に向けて更なる資源化を推進していきます。燃えないごみの4分別については、総量の88%（172t）を資源化することに成功しました。

さらに、使用済小型家電について国が進める「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に積極的に参加し、これまでの回収量（人口1人当たりの数量）は、福岡県内第3位と確実な成果をあげています。

3) ごみ分別の徹底

燃やすごみの組成分析の結果から、ごみの中には資源が多く含まれることから、資源の分別徹底により資源化率の向上を図る必要があります。特に、プラスチック類や紙類は、他の資源と比べて十分に分別されていないため、毎年全戸配布するごみカレンダーや市ホームページ、出前講座や違反ごみのあるステーション付近への啓発チラシの戸別配布など、啓発やごみ出し指導について取組みをより一層強化する必要があります。

（3）収集・運搬

1) ごみ集積所の適正管理

集積所における不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出し、地区住民以外からの投げ込み等）が後を絶たず、集積所の管理の在り方について検討する必要があります。また、集積所におけるカラスや小動物による被害も多いことから、構造物の設置についても地元に協力依頼していく必要があります。

2) 安全なごみ収集の継続

収集作業中の引火・爆発等の事故を防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、有害ごみ（蛍光管等、乾電池、スプレー缶等）の分別徹底について啓発・指導等を継続する必要があります。

3) 事業系ごみの適正な収集・運搬

事業者への事業系ごみの適正な排出方法の周知と併せて、収集運搬業者への事業系ごみの取扱いの周知を引き続き徹底する必要があります。特に、資源の分別徹底については、これまで以上に周知徹底していくことが必要です。

4) 人口減少・超高齢社会への対応

本市では、人口減少、高齢化、要介護者の増加等に伴い、在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつの排出量増加が予想されます。医療機関、収集運搬業者との連携・協力のもと、将来における医療廃棄物の収集や使用済み紙おむつの収集・処理方法等の在り方について検討する必要があります。

また、これまで行ってきた戸別収集に関して、地域や関連部署と連携しながら、情勢に応じた対応を見直す必要があります。

5) 収集運搬業務体制

燃やすごみの収集運搬は、委託業者と連携を密にとり、現場状況の把握に努め、安定・確実な収集運搬体制の構築が必要です。

6) 中間処理

ハ女西部クリーンセンター、リサイクルプラザ、衛生センターは、基幹改修工事を施工しながらクリーンセンター、リサイクルプラザは2034年度まで、衛生センターは2033年度までの延命化を図る必要があります。

7) 最終処分

本市の最終処分場は、ハ女西部広域事務組合の立花最終処分場(ハ女市)になります。この施設は、2025年12月までの使用となります。期限が切れた後の方策としては、容量にまだ余裕があることから協定の延長を申し入れすることも検討していきます。いずれにしても、最終処分量を削減するために、ごみの減量化、資源化の推進、分別の徹底、焼却残渣リサイクルの委託先の確保を図る必要があります。

2. 人口とゴミ処理量の将来量の予測

2. 1 将来人口の設定

本市の将来人口は、表 2-2-1 に示すとおりです。第5次総合計画では、当初、2019 年度の総人口は 48,000 人と推計していましたが、定住促進、子育て支援等の施策に加え福岡ソフトバンクホークスのファーム本拠地誘致等に伴い、人口減少の割合が緩やかになっています。

表 2-2-1 本市の将来人口

	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
2018 推計	48,339	47,876	47,143	46,228	45,159	43,968
2013 推計	48,463	47,898	47,042	45,975	44,731	43,282

※2018 年 4 月現在の人口は、49,170 人。

※出典：総務省人口推計より

(参考) 本市の年代別推計人口は、表 2-2-2 に示すとおりです。

表 2-2-2 本市の将来推計人口（年代別）

	2015 年	2030 年	2040 年	増減率 (2015⇒2040)
0～14 歳	7,120	6,543	6,128	▲19.0%
15～64 歳	28,732	26,131	23,855	▲17.0%
65 歳以上	12,487	13,554	13,985	12.0%
75 歳以上 (再掲)	6,195	8,163	8,024	29.5%

※出典：市企画調整課資料より

(参考) 2018 年 4 月現在の年代別人口は、次のとおりです。

	2018 年
0～14 歳	7,197
15～64 歳	28,837
65 歳以上	13,136
75 歳以上 (再掲)	6,579

※出典：市企画調整課資料より

2. 2 ごみ処理量の予測

(1) ごみ処理量の予測の設定条件

ごみ処理量の予測に関する特記事項を以下に示します。

1. 将来予測は「現状推移時」を基本として、2040年度までのごみ排出量、処理・処分量を算出しました。
2. 将来のごみ排出量、処理・処分量は、過年度の推移状況や直近年次の実績値より推計しました。
3. 将来予測は、人口動向を勘案して推計しました。

(2) ごみ処理量の予測結果

現状推移時のごみ処理量の予測結果は、表 2-2-3 に示すとおりです。

表 2-2-3 ごみ処理量の予測結果（家庭系）

項目	単位	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2040 年
人 口	人	48,339	47,876	47,143	46,228	43,968
年間日数	日	365	366	365	365	366
可燃ごみ	t /年	8,523	8,441	8,312	8,151	7,752
不燃ごみ	t /年	340	79	78	76	72
資源ごみ	t /年	1,206	1,194	1,176	1,153	1,097
缶	t /年	43	38	38	35	30
びん	t /年	213	191	188	185	180
ペットボトル	t /年	34	29	25	22	20
廃プラ	t /年	239	237	235	232	228
金属類	t /年	—	61	60	60	58
不燃性資源ごみ	t /年	—	86	86	84	80
家 電	t /年	—	33	33	32	30
古紙類	t /年	326	273	265	260	240
剪定枝	t /年	290	206	206	203	195
その他	t /年	61	40	40	40	36

※ごみ処理量の数量は、2015 年度を基準に人口減少の割合を乗じて予測数量としています。

※不燃ごみは、2017 年から 4 分別（金属類、陶磁器、ガラス、その他不燃物）を開始。

※資源ごみは、人口減少に加え、直近の動向を加味した数量としています。

※家電は、2017 年から分類変更により小型家電を統合。

※剪定枝は、2017 年から一部有料化。

3. 基本計画の目標と施策

3.1 基本理念

現在、本市を取り巻く社会経済情勢をみると、人口はここ数年間微減、微増を繰り返しながらほぼ横ばいの状態ですが、高齢化は進み、社会的変化が生じています。このような状況の中、ごみについては着実に1人1日当たりのごみ排出量が減少していますが、一方では食品ロス、マイクロプラスチック問題、地球温暖化対策やエネルギー問題といった新たな課題への対応も求められています。

これらを受けて、本市は、ごみ処理基本計画の基本理念を以下のとおり定め、市民、事業者、行政が一体となってごみとなるべく減らす（排出抑制）ライフスタイルを進めながら、ごみの減量化・資源化の取組みを推進し、地域における循環型社会の形成と環境への負荷の少ない適正なごみ処理事業を目指します。

第五次筑後市総合計画の政策O2にある「資源・環境にやさしいまちづくり」というフレーズを採用し、次のとおり計画の基本理念を設定しました。

【計画の基本理念】

資源・環境にやさしいまち「ちくご」

3.2 基本方針

本市では、第五次筑後市総合計画や筑後市環境基本計画等において、ごみの減量化・資源化に重点を置いた施策を実施しています。ごみの量は、ここ数年減少していましたが、横ばい又は微増傾向に変化しています。一方で、2017年度から実施している「不燃性資源ごみ」の4分別（金属類、ガラス類、陶磁器類、その他不燃物）では、88%の資源化を達成することができました。

しかし、家庭から排出されるごみの中には、まだ資源化できるものが多く含まれています。これらの状況を改善するため、指導啓発に重点を置き、ごみの減量化・資源化を推進していくことが必要です。

さらに、近年問題となっている「食品ロス」の削減にも力をいれていく必要があります。国の推計では、2015年度で約646万tもの食品ロスが発生しています。市でも2017年度組成分析の結果、家庭系燃やすごみの約16%が食品ロスと推計しています。

このため、本計画では基本方針を以下のとおり定め、計画の基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

【基本理念の実現に向けた基本方針】

基本方針：ごみの減量化と資源化の推進

- ・市民、事業者、行政の連携・協働により、ごみの減量を図ります。
- ・分別の徹底により、資源回収量の増加と資源の有効活用を図ります。
- ・組成分析の結果に基づき、ごみ減量化・資源化の方策を検討します。
- ・3R推進のため、啓発活動を重点的に行います。

3.3 減量化・資源化・最終処分率目標

計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。2028年度までの数値目標を2017年度の値を基準値として定めます。

【ごみ減量化目標基準値：475g】

目標1 ごみ減量化目標

◆1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）を
2028年度までに、435g以下にします。

本市で処理をしている廃棄物のうち、その多くを占めている家庭系ごみについて、減量化・資源化を推進し、「ごみ」として排出される量を減らします。特に、食品ロス削減については、各種方策を講じ、全体の10%以下を目指します。

(g/人・日)



目標 2 資源化目標

資源化率を

2028 年度までに、24%以上にします。

【資源化目標基準値：21.8%】

ごみとして排出されたもののうち、資源化できるものがまだ混入しています。分別の徹底を図り、市民・事業者・市のそれぞれが役割を担い、資源化の向上にむけて取組みを強化します。

(ごみ総量に占める資源ごみの割合)



資源化目標は、具体的には表 2-3-1 のとおりです。

表 2-3-1

品 目	2017 実績値	2028 目標値
廃プラスチック	244 t	244 t ×1.05×人口動向
缶・ビン・ペットボトル	279 t	279 t ×1.05×人口動向
古紙類	251 t	251 t ×1.05×人口動向
家電（小型家電含む）	34 t	34 t ×1.05×人口動向

※2028 目標値は 2017 実績値に資源化推進による 5% を乗じて、人口動向を勘案する。

目標3 最終処分率目標

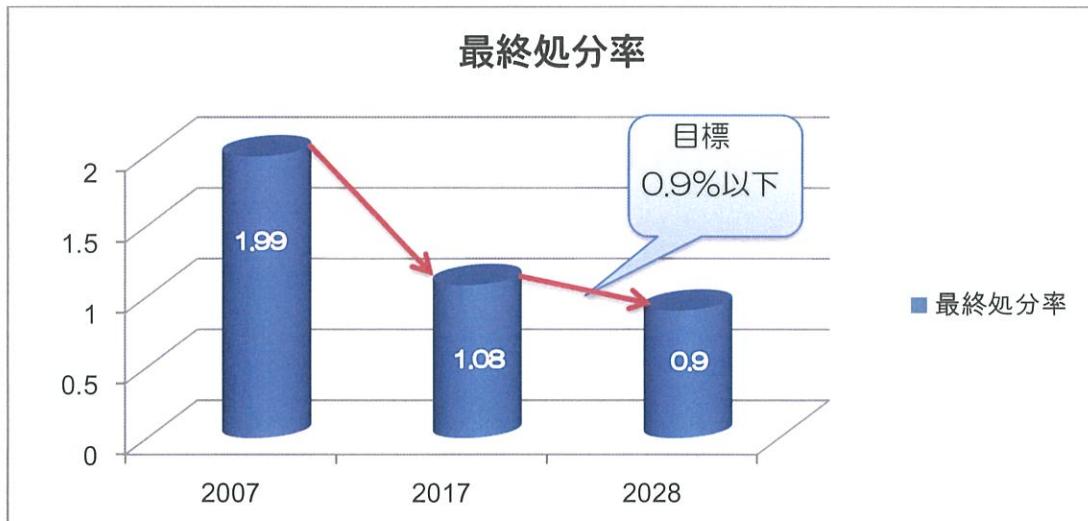
最終処分率を

2028年度までに、0.9%以下にします。

【最終処分率目標基準値：1.08%】

ごみの焼却残渣は、最後は最終処分として埋め立てられます。ごみの減量化が進めば、当然のことながら埋立量は少なくなります。現在、最終処分施設の容量に余裕はありますが、少しでも減量化して最終処分場への搬入を減らすことが重要です。燃やすごみの中には、資源化できるものがまだ混入しているため、分別の徹底を図り、ごみの量を削減していく必要があります。

(ごみ総量に占める最終処分量の割合)



3.4 減量化計画

近年、ごみ排出量及び1人1日当たりのごみ総排出量は、下げる止まり（横ばい）の傾向で推移していますが、ごみの更なる減量化を図るため、本計画では、以下の施策を展開します。

（1）ごみの減量化に向けた意識の向上

市民に対して、『ものを大切にする』、『不要なものを買わない』、『マイバッグ持参』、『食べ残しをしない』等、環境に配慮した行動を実践するよう、環境衛生協議会の校区会議等を通して広めていきます。また、出前講座や街頭啓発、市HP等を活用して意識の向上を図ります。

事業者に対して、『簡易包装の推進』、『リサイクルしやすい商品の製造・販売』、『修理体制の整備やアフターケアの充実』、『30・10運動の推進』等をよびかけます。

（2）家庭系ごみの減量化に向けた情報提供

出前講座や市HPの活用等により、ごみの分別徹底やリサイクルに向けた情報を積極的に提供します。家庭系ごみの約4割を占める「生ごみ」については、生ごみ処理容器等の使用拡大に努めるとともに、『食品ロス』削減のための取組みについて、情報提供を行います。

また、市民や事業所がごみの減量や3Rに関心を持つことができるよう、ごみ処理の見える化を図り、情報提供の在り方を工夫します。

（3）環境教育、意識啓発の推進

環境教育は、小さい頃から継続的に取り組むことが重要です。特に、幼少期、小学校、中学校と日々の生活の中で、環境問題に接することで醸成されています。市の取組みとしては、小学校4年生の施設見学（クリーンセンター、リサイクルプラザ）のときに市の環境の現状等を伝えています。

近年では、海洋に不法投棄された「マイクロプラスチック」が世界的規模で問題となっています。2050年度には、マイクロプラスチックが魚よりも多くなるとも言われています。不法投棄がどれだけ環境破壊を引き起こすか、人体への影響がどれだけあるか等を啓発していきます。

これらの取組みを継続させていくことが、将来のごみ減量の大きなポイントとなります。あわせて、市民への啓発活動を行うことで、環境への意識を向上させ、より一層のごみ減量、資源化を目指します。

(4) 3Rの推進と活性化

ごみになる物を買わない、もらわない、使わないことが重要で、食事を残さず食べたり、マイバッグを使ったり、ペットボトルのお茶を使わずにお茶を沸かしたもの水筒に入れて持って出かけたり、長く使える物を選んだりすることでごみの発生を抑制することができます。これまで取り組んできた3Rの推進の中で、特に『リデュース』(発生抑制)に力を入れていきます。

(5) 生ごみの減量化

燃やすごみの中で一番多いのが生ごみです。燃やすごみ全体の4割程度を占めており、生ごみを減らすことがごみ減量のポイントとなります。具体的には、生ごみの水切りの推進や生ごみ処理容器の推進、適量の食材の購入、食材を無駄なく使うように工夫してもらうことです。また、「30・10」運動を推進して食品ロスの削減に努めることで、生ごみの減量化を図ります。

(6) ごみ処理の費用負担の適正化

現在、家庭から排出される粗大ごみについては、一部減免規定を設け、無料化しています。しかし、本来ごみ処理にかかる費用は発生することから、受益者負担の原則を適用し、減免の見直しを検討します。また、ごみ袋料金についても、ごみ処理に係る経費が増えていることから、料金の見直しを検討します。

(7) 事業系ごみの減量化に向けた取り組みの推進

事業系ごみについては、排出者責任の周知徹底を図り、事業者自身によるごみの排出抑制と資源化を推進します。特に、事業系のごみに、資源化できるものが含まれる例が多く見受けられることから、適正な排出協力を求めます。

また、事業者自身による自発的な取組みを促すだけでなく、事業所訪問により事業者と行政の連携協力を進め、ごみ減量化・資源化に向けた方策等を図ります。

3.5 資源化計画

ごみの資源化率（リサイクル率）は、2012 年度から『廃プラスチック』の回収、2017 年度から『不燃性資源ごみの 4 分別』を開始したことから、資源化率は向上してきました。しかし、家庭系燃やすごみの中には、まだ多くの資源化できるものが混入排出されています。特に、『食品ロス』や『古紙類』は、各 16%程度（2017 年 8 月組成分析結果）にもなります。これらに特化した取組みを進めることで、資源化＝ごみ減量化を推進することができます。更なる資源化の向上を図るため、本計画では、以下の施策を展開します。

（1）家庭系ごみのリサイクルの推進

家庭から排出される『燃やすごみ』には、古紙類、プラスチック類等、リサイクル可能な資源の混入が見られることから、市民の意識啓発等による資源の分別徹底の推進を図ります。

また、地域資源回収モデル事業の推進・検証を行い、資源化をさらに推進していきます。

※地域資源回収モデル事業は、2018 年 4 月から開始した事業で、地域で回収した古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌、紙パックなど）を地域が直接古紙回収業者と取引を行うものです。2018 年 11 月現在、7 行政区がモデル事業の取組みを行っています。これは、市が実施している「組成分析」の結果、燃やすごみの中に古紙類が約 16% も含まれていることから、古紙類の資源化に資することを目的にモデル事業を創設したものです。

（2）事業系ごみのリサイクルの推進

事業者に対する許可業者との契約と併せて、事業系ごみの分別の徹底を指導します。また、事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には、搬入を規制することも視野に入れ、持込を行った業者への指導を徹底します。

3.6 収集・運搬計画

本計画では、今後も適正な収集・運搬体制を維持し、衛生的かつ快適な生活環境の確保を図るため、以下の施策を展開します。

(1) 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬

◆収集・運搬システムの高度化

① 収集サービスの向上

市民サービスの観点から、特に委託業者と十分な連携を図り、よりきめ細やかな対応を行えるよう、より良い収集・運搬を行います。

② 収集作業時の安全確保

ごみの分別徹底やごみ出しマナーの向上等により、危険物や違反ごみの混入防止を図り、収集作業時の安全確保に努めます。また、塵芥収集車は特殊車両であり、回転板の巻き込み等には特に注意する必要があるので、委託業者に安全対策の徹底を指導します。

◆指導の充実

① ごみ出しルールの指導徹底

ごみ出しルールの徹底のため、『ごみカレンダー』や『市 HP』等を活用して市民に対する PR や意識啓発を行います。

② ごみステーションの適正管理

ごみ処理に関して、各家庭と清掃行政の接点となるごみステーションについては、美観や衛生等の環境保全のため、市民に対してごみステーションの管理指導及び環境美化巡視員との連携・協力による管理体制の強化を図ります。

(2) 高齢化等の社会状況に対応した収集・運搬

◆超高齢社会への対応

本市では、特別な事情がある場合に限り、「戸別収集」を実施しています。現在、戸別収集は数件のみですが、将来的には超高齢社会に向けて、ごみ出しや収集の在り方について検討します。

また、自宅での在宅医療の拡大が予想されるため、在宅医療廃棄物の混入（注射針等の危険物や感染性医療廃棄物等）が危惧されることから、在宅医療廃棄物の感染予防等の知識の共有を図るために医師会との協議を行い、

分別の徹底及び適正処理について啓発に努めます。

使用済み紙おむつについては、今後増加することが予測されることから、ごみ処理の在り方を含め、収集運搬方法について検討します。

◆清掃行政のイメージアップ

① 収集作業時のイメージアップ

ごみの収集・運搬は、ごみの排出から中間処理を経て、最終処分に至るまでの一連のごみ処理過程において、市民と清掃行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

委託業者に対しては、収集作業時における安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪臭等生活環境への悪影響を及ぼさないよう努める等、適正な指示を行います。

② 環境に配慮した収集・運搬の実施

確実な収集・運搬を維持しながら、ごみ量やごみ質等の予測を踏まえ、温室効果ガスの排出を低減する収取運搬体制の最適化を目指すため、ごみ収集・運搬車両に環境負荷の少ない低公害車の導入について検討、委託業者に対しては環境負荷の少ない車両の導入を推進します。

3.7 中間処理計画

ごみの中間処理については、処理方法が環境への負荷の低減に配慮されたものであるとともに、将来にわたり安全かつ安定した処理が継続されることが重要です。

また、近年の資源ごみに対する取扱いが変化しており、これらに対応するため総合的な観点も必要となっています。

現在、八女西部クリーンセンターは、築18年を経過したことで、長寿命化を図るため基幹改良工事を施工しました。2034年度まで使用することは決定していますが、将来的には施設の更新等の課題があります。よって、本市にとって最適な処理施設とするために、構成市町とも協議を重ねていく必要があります。

(1) 安全かつ適正な中間処理の維持

◆ごみ処理施設の適正な維持管理

① 安定したごみ処理体制の維持

安全かつ安定したごみの中間処理を今後も継続し、定期的な補修・改修や点検を行うことにより、ごみ処理施設の適正な運営と維持管理の徹底を図ります。

また、施設の保守に向けて万全の体制の構築を目指し、トラブルが生じた場合でも、全体としてごみ処理が支障なく維持できる体制の確立を目指します。

② 施設運転時の環境負荷の低減

ごみ処理施設については、付属設備等も含めて適正管理に努めることで環境保全対策を進め、施設運転時の環境負荷の低減に努めます。

◆処理後残渣の適正な処理

最終処分量の削減と資源化量の増加に向けては、処理後に発生する残渣の資源化を継続します。また、効率的な処理体制の継続に努め、経済性・効率性等に配慮した資源化を推進します。

(2) 計画的な施設整備の推進

◆ごみ処理施設の整備

本市のごみ処理は、ハ女西部広域事務組合において、ハ女西部クリーンセンターで焼却処理を行っています。クリーンセンターでは、基幹改修工事を実施し、定期的な補修と併せて、施設の長寿命化を図っています。しかし、構成団体の一部脱退や人口減少に伴う総ごみ量の減少によって、2系統を交互に稼働させるなど、稼働率は低下していくことが予測されます。

このように、ごみ処理を取り巻く情勢、ごみ処理経費の削減、将来人口やごみ排出量・処理量に見合った施設規模の確保、また、効率的で持続可能なごみ処理運営等を考慮すると、筑後市の規模に見合ったごみ処理体制の構築が不可欠です。

施設の更新を行うとすれば、ごみ処理施設の機能に加え、災害時の避難施設や余熱利用の施設等の複合施設とすることも検討していく必要があります。また、周辺における整備事業等との整合性及び周辺環境との調和に十分配慮して整備計画を実施することが必要です。

◆地域住民との信頼・協力関係に基づく施設運営

施設を適切に運転管理することにより、環境保全や安全対策に万全を期するとともに、環境測定を実施し、HP等を通じてこれらの情報を広く市民に公開することで透明性及び信頼性の高い施設運営を行っていきます。

また、環境保全委員会を開催し、地域住民の方々と意見交換を行い、各種データ等の情報を共有することで、信頼関係を構築していきます。

3.8 最終処分計画

資源化の推進及び最終処分量の削減のため、焼却残渣（スラグ）をアスファルト等の土木建設資材として有効利用しています。さらに、埋立量の低減のため、鉄・アルミを有価物としてリサイクルし、飛灰も溶融してスラグ化し、有効利用することで、埋立量は大幅に低減され、最終処分場の延命化につながっています。

現在、最終処分場は八女市立花町にある「たちばなエコリン」ですが、2025年12月まで使用する予定です。今後の最終処分について、本計画では、以下の施策を展開します。

（1）最終処分量の削減

ごみの減量化とともに資源化を推進することで最終処分量を削減し、環境負荷の抑制とごみ処理にかかる経費の軽減に努めます。

（2）最終処分先の確保

立花最終処分場は、クローズド型埋立施設で、雨水以外の放流を一切行わない、クローズドシステムを採用しています。

今後も、より一層の環境負荷の抑制や資源化を推進するため、最終処分の在り方について検討します。

3.9 その他の施策等

(1) 災害廃棄物の処理計画

近年、50年に一度といわれる大規模災害が、毎年のように発生しています。地球温暖化の影響で、日本も熱帯化しており、大雨が短時間で降るなど、各地で被害が出ています。

本市では、2017年5月に「筑後市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時における廃棄物の処理方法等を定めたところです。

災害時には一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町、福岡県、国との連携による広域支援体制を確保するとともに、災害時の協定を締結している「公益社団法人 福岡県産業資源循環協会」とも連携を密にとり、迅速な廃棄物の処理を目指します。また、他の地域において災害が発生した場合に、速やかな支援が行える体制を整えます。

大規模な災害の発生後数か月程度は、ごみの一次仮置場等、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地やごみ処理施設を活用して、仮置場の確保に努めます。

(2) 不法投棄等に関する対応策

本市においても、数は少なくなったものの不法投棄が後を絶ちません。特に、高速道路の高架下や人通りの少ない田畠、水路に多くの不法投棄が見受けられます。監視カメラや看板設置、パトロール等により対策を講じていますが、完全には防ぐことはできません。

モラルハザードを低減させるような、かつ、不法投棄させない取組みが重要となってきます。子どもの頃から、しっかりと教育していくことも必要であり、日頃からの啓発を継続していきます。

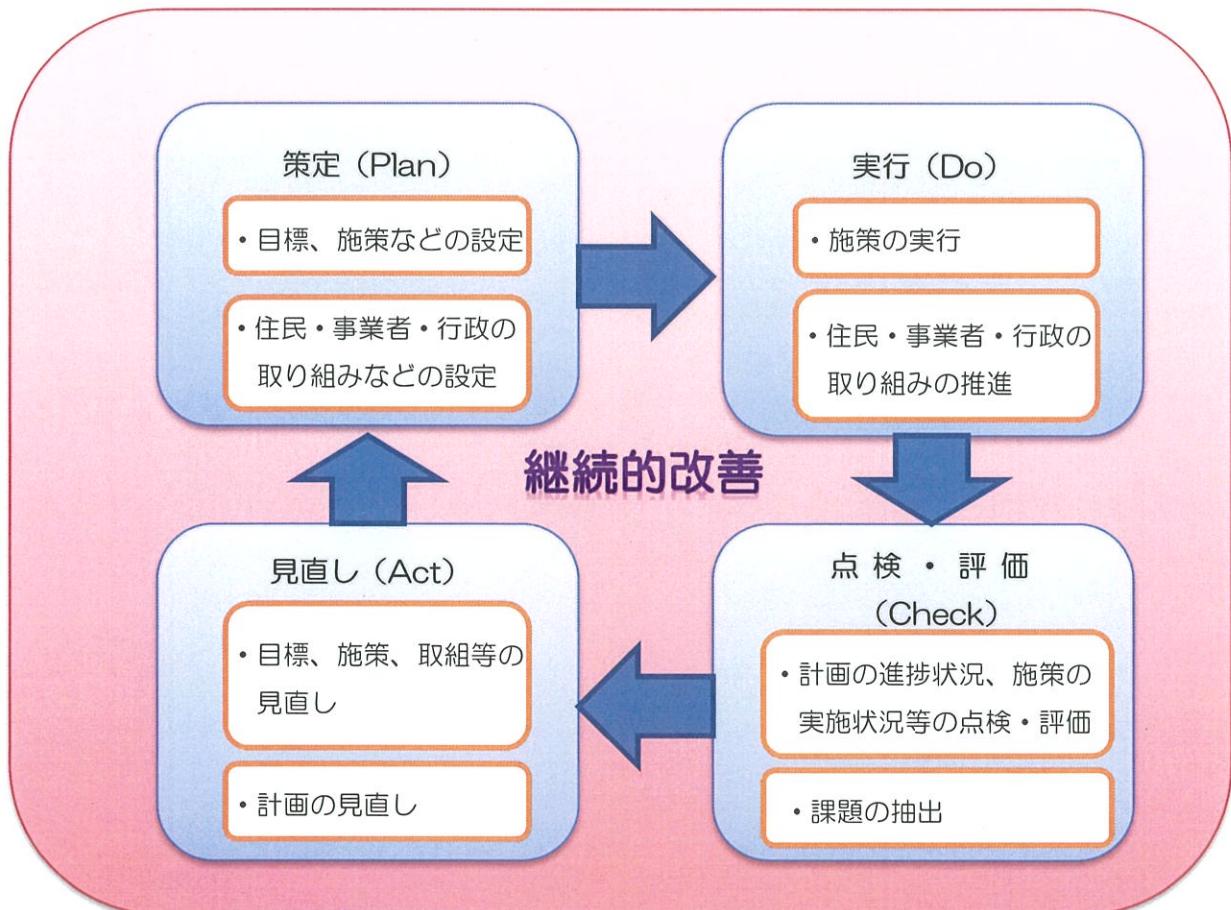
第3章 計画の進行管理

1. 進行管理の手法

PDCA サイクルに基づく計画の進行管理は、次に示すとおりです。本計画を推進するためには、施策の進捗状況や達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。本計画は、進捗状況や達成状況を点検・評価を行うことにより、ごみ処理の継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、『PDCA』サイクルを用いて把握します。この方法は、①策定 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Act) という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出等を行います。

このサイクルによる計画の点検・評価は、3年目、5年目（中間確認）、8年目、10年目（最終年度）に実施することとします。また、評価、見直しをしたときは、HP 等で公開することで、広く市民や事業者に周知します。このことにより、意見や提案をいただき、今後の施策に反映できるよう努めます。



2. 進行管理の体制

本計画では、基本理念を実現するため、ごみの減量を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回すことで、環境負荷の少ない処理を行うことを廃棄物行政の基本としています。

基本理念の実現に向けて本計画で提案する施策は、市民、事業者、行政の連携・協働により、公平な分担と連携のもとで効率的かつ効果的に推進するものとします。

(1) 県、関係機関等との連携

本計画に基づく施策を推進していくうえで、県、八女西部広域事務組合構成市町、関係機関等に対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後も連携・協力体制の強化に努めます。

(2) 市民・事業者等との連携

本計画の基本理念の実現を目指して、市民・事業者等との連携・協力ための体制づくりに努めます。

具体的には、市民や事業者のごみ行政への理解と協力のもとで、ごみの分別徹底等による減量化・資源化を推進することにより、ごみの適正処理を継続していきます。また、市民や事業者との協働による取り組みを展開することにより、地域における資源循環と循環資源の有効利用を推進していきます。

このとき、市民・事業者・行政の三者が、ごみの排出や処理の現状、問題点を認識するとともに、本計画の基本理念や基本方針、目標等を共有し、交流やコミュニケーション、情報交換等を推進することで相互理解や情報の共有を進め、互いに連携・協力を図りながら、それぞれの役割とで責務を果たすものとします。

特に、ごみを排出する市民や事業者への『ごみ処理に要する経費』について、正しく認識してもらうことは、ごみの減量化・資源化への意識の向上に資するため、出前講座や施設見学を通して、ごみ処理には多くの経費を要すること、ごみの分別徹底によるごみの減量化・資源化の推進はごみ処理経費の削減に直結していること等を伝え、正しい情報を共有していくことで、本計画の施策を開いていきます。

3. 進行管理の指標

(1) 基本指標

基本指標は、次に示すとおりです。基本指標として、次の3つの指標で進捗状況を管理します。

【基本指標】

目標1：減量化目標	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
目標2：資源化目標	資源化率(リサイクル率)
目標3：最終処分率目標	最終処分率

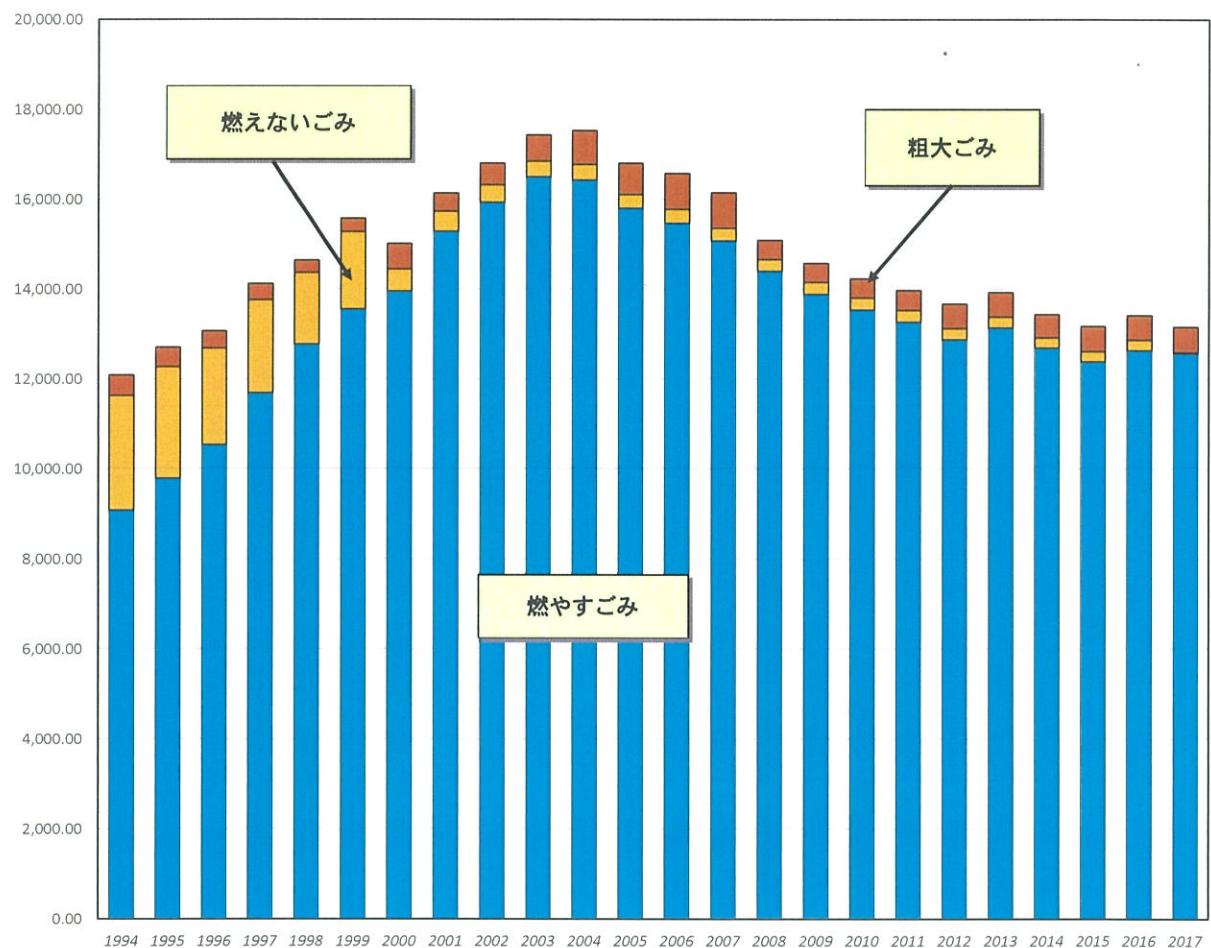
(2) 基本指標の目標値

中間及び最終目標年度における目標値は、次に示すとおりです。

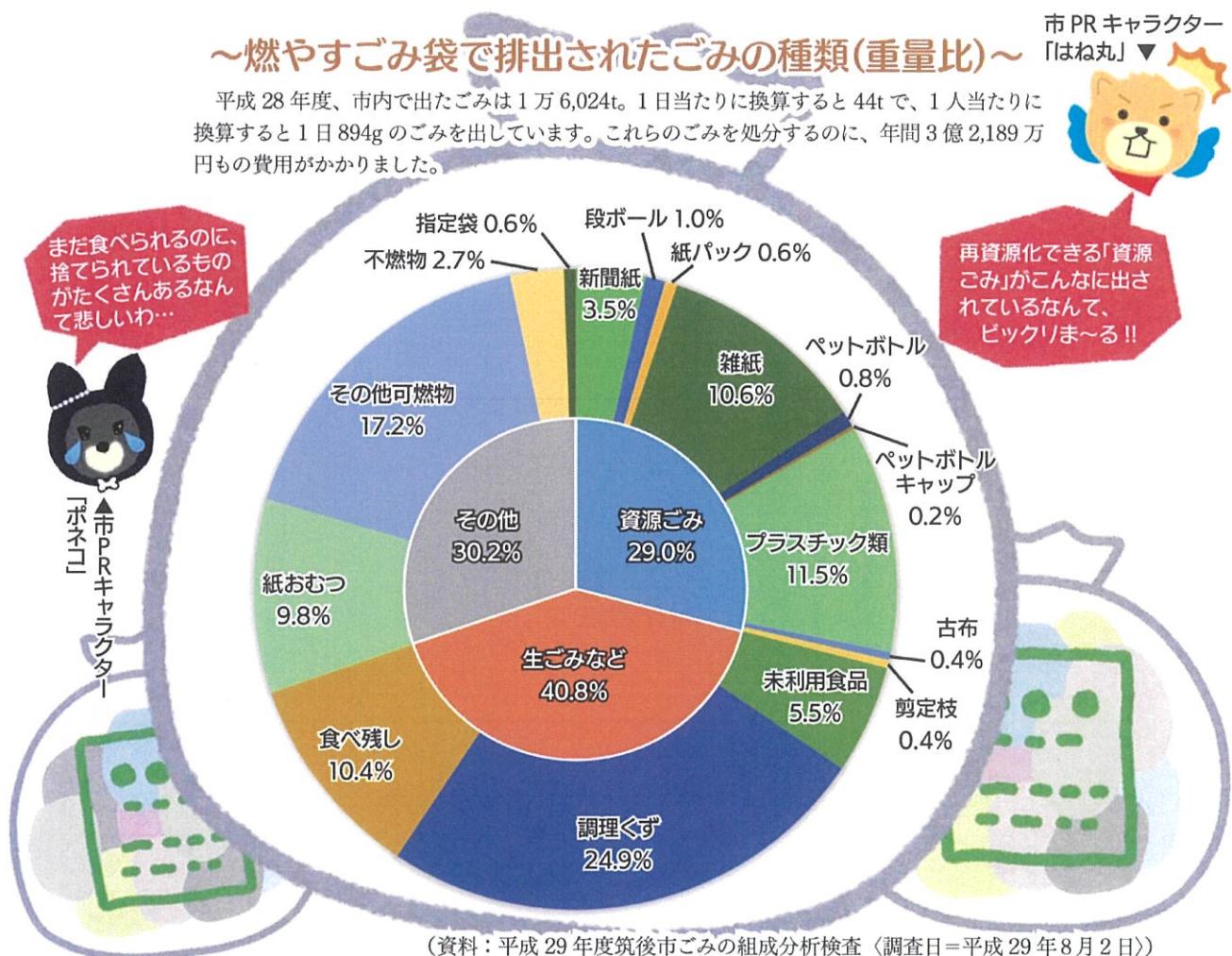
項目	実績	中間	最終
		目標年度	目標年度
	2017	2023	2028
目標1 市民1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量(g/人・日)	475 g	460 g	435 g
目標2 資源化率(リサイクル率) (資源/ごみ総量: %)	21.8%	22.9%	24%
目標3 最終処分率 (最終処分量/ごみ総量: %)	1.08	0.95	0.9

資料1 ごみ処理量の推移

排出量[t／年]



資料2 組成分析の結果



※広報ちくご（2017年12月号特集「ごみ袋スッキリ大作戦！」）より

- ◆燃やすごみの袋の中身を検査した結果、資源ごみが29%（うち古紙類が15.7%、プラスチック類が11.5%）、生ごみが40.8%（うち食品ロスが15.9%）となっており、きちんと分別したり、堆肥化したりすればごみの量は大幅に減らすことができます。

資料3 筑後市のごみ収集の歴史



1950年頃 停車場・船小屋地区では、リヤカーで燃えるごみの収集が行われていた。

1954年 市政発足、停車場・船小屋地区の燃えるごみの収集を直営で開始する。

1956年 ダンプ式ごみ収集車1台購入。(収集車によるごみ収集を開始する。)

1963年 ごみ焼却場が前津にできる。
以降、10年間八女西部ができるまで、ここで焼却される。
(焼却場ができるまでは、尾島と窓ヶ原で燃やしていた。)

1969年 市より業者委託による燃えないごみの収集を開始する。
(これまで各家庭負担により筑後市環境衛生協議会が燃えないごみの収集を行っていた。)

1971年 古川地区もごみ収集をはじめる。
★指定ごみ袋による収集はじまる。(有料制の開始)

1973年 八女西部広域事務組合ができる。(以前のごみ焼却施設)

1974年 筑後中部清掃施設組合ができる。(以前の不燃処理施設)
★筑後市内全域のごみ収集がはじまる。

1988年 生ごみ処理容器設置事業補助金制度はじまる。
(生ごみ処理容器〔コンポスト〕の助成)

減量化の取り組み

1991年 古紙等回収報償金交付制度はじまる。
(古紙、古布、びん類の回収に対する報償金交付)



1993年 土曜完全閉庁により、収集曜日の一部変更。

- 1994年 ★ボランティアによるクリーン作戦開始。(1月より第2土曜日)
10月から、ごみ減量対策の一環として、資源ごみ回収事業を開始。
(12行政区の分別収集モデル地区を設置)
空き缶、空きびん分別及び収集。衛生センター敷地内で選別・処理をする。
- 1995年 モデル地区を17行政区へ。(本格的プレス機導入)
- 1996年 ★市内全域で資源ごみ(空き缶・びん)の分別収集がはじまる。
(7月から実施)
- 1997年 筑後中部清掃施設組合を解散し、八女西部広域事務組合へ複合化。
- 1999年 全世帯に「買い物袋」を配布。
事業系可燃ごみ収集・運搬の許可制度開始。
- 2000年4月 八女西部広域事務組合クリーンセンター、リサイクルプラザ本格稼動
★ごみ13分別スタート
粗大ごみ有料収集制度開始(申込みシール貼付け方式)
- 2001年7月 電動生ごみ処理容器購入補助制度開始。
- 2004年10月 ★可燃ごみ市内全域ステーション化(集積)開始。
2005年5月完了。
- 2005年12月 燃やすごみ収集コース変更(ステーション及び収集コース管理システムの導入)
- 2006年4月 建設系廃材(ブロック・瓦・レンガ・プラスチック板(ガラス繊維り)等)ごみの分別及びリサイクルプラザの直接受入開始。
★ごみ15分別となる。
- 2006年7月 ハッピーマンデー収集開始(海の日・敬老の日・体育の日・成人の日)

- 2008年4月 燃やすごみ処理手数料改定に伴う燃やすごみ指定袋を変更。
(オレンジ色 → 黄色)
- 6月 生ごみ処理容器助成にダンボールコンポスト、通気式生ごみ保管排出容器、補助薬剤を追加
- 2009年4月 ★剪定枝のリサイクル開始
7月 ★廃食用油の回収開始
9月 ★使用済小型家電の回収開始（環境省及び経済産業省モデル事業）
- 2010年4月 ★燃やすごみ収集業務を一部委託
11月 廃プラスチックをモデル地区（12行政区）により回収開始
- 2012年4月 ★廃プラスチック収集本格実施（市内全域）
- 2017年4月 ★燃えないごみを4分別開始（金属類、陶磁器、ガラス、その他）
白トレイの分別廃止、廃プラスチックとして回収
小型家電の対象品目拡大
剪定枝リサイクル料一部自己負担開始
電動剪定枝葉粉碎機の購入補助開始
- 2018年4月 ★ペットボトルラベルのラベルはがし（試行）
- 2019年4月 ★燃やすごみ収集業務全面委託

